

# 仙台市幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金

## 1 制度の概要

### (1) 目的

- ① 幼児教育の早期展開
- ② 仙台市内の保育所待機児童数の解消

### (2) 施設基準

児童に良好な保育環境を提供するとともに、その充実を図るため、下表1の基準を満たすものとする。

表1

項目	基準
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市内に住民登録を有し、仙台市による保育の必要性認定を受けた2歳児</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(※) 保育の必要性の認定事由について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1か月に64時間以上就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む）。</li> <li>② 妊娠中または出産後間がなく、兄弟の保育が困難な場合。</li> <li>③ 病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障害を有している場合。</li> <li>④ 家庭内の親族を常に介護・看護している場合（1か月に64時間以上）。</li> <li>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。</li> <li>⑥ 求職活動中である場合。</li> <li>⑦ 1か月に64時間以上就学している場合（学生、職業訓練などのうち通学を要するもの）。</li> <li>⑧ その他、上記に類する事由により、どうしてもお子さんの保育ができない場合。</li> </ol> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童が2歳の誕生日を迎えた時点から受け入れることが可能</li> <li>・対象児童が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることが可能（年度途中で満3歳児として幼稚園に入園することも可能）</li> </ul>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の保育室・保育スペース（児童1人あたり1.98㎡以上）と便所を備えること。</li> <li>※幼稚園に入園している満3歳児と一緒に保育することは可能。</li> </ul>
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて保育を行うこと。</li> </ul>
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童6人につき1人とし、常時最低2人の職員を配置すること。</li> <li>※保育対象児童が6人以下で、幼稚園の職員（保育士または幼稚園教諭）から支援を受けられる場合は保育士1人で可。</li> </ul>
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童の保育を行う者のうち1人は必ず保育士を含むこと。</li> <li>また、担当職員の1/2（当分の間は1/3）以上は保育士、幼稚園教諭、または子育て支援員（市町村長等が行う研修を修了した者）とすること。</li> </ul>
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として1日あたり8時間以上</li> </ul>
開所日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として月曜から金曜まで継続して開所</li> <li>※保護者のニーズを踏まえた上で、お盆期間等に数日程度開所しない日を設けることは可能。</li> </ul>
対象児童の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と相談の上、あらかじめ対象児童の受入枠を設定する。</li> <li>・受入枠の範囲内では、正当な理由がない限り利用申込みを拒むことができない。</li> <li>・受入時に、子ども・子育て支援給付支給認定証（市が発行）により対象</li> </ul>

項目	基準
	児童の保育の必要性を確認する。
保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園が設定</li> </ul> ※保護者の負担が過大にならないよう十分配慮すること
給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として給食を提供するものとする</li> </ul> ※外部搬入も可。施設内において保存・加熱のための最低限の設備を設けること。

### (3) 補助金額

利用児童延べ人数に応じ、下表2の算出単価により算出した額を合算した額を補助する。

表2

算出単価(児童1人当たり日額)	
基本分単価	1,850円
長時間加算単価	8時間を超えた利用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2時間未満 230円</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2時間以上3時間未満 460円</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3時間以上 690円</li> </ul>

## 2 年間スケジュール

令和3年	4月～	補助金交付申請書(4～9月分)提出
	6月～	審査、補助金交付決定 補助金の請求、受領
	9月	実績報告書(4～9月分)提出 補助金の精算(戻入または追加交付)
	10月	補助金交付申請書(10～3月分)提出
	10月～	審査、補助金交付決定 補助金の請求、受領
令和4年	3月	実績報告書(10～3月分)提出 補助金の精算(戻入または追加交付)
	(毎月10日)	当該月1日時点の利用児童報告書提出
	(随時)	受入対象児童報告書 事業内容変更申請書の提出

※ 補助事業を新たに実施しようとする場合は、事業実施の可否に係る協議申請が必要ですので、事前にご相談ください(予算の都合上、令和4年度から事業開始の場合は令和3年9月上旬までにご連絡願います)。